

# どうして **急に?** 「維新の会」に代わって知事が 府議会に提案!?

職員の政治活動を  
制限する条例

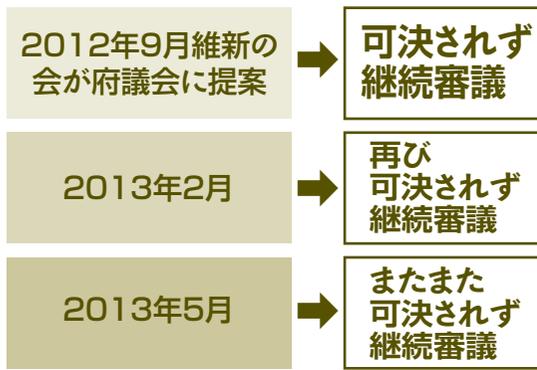


労使関係に  
関する条例

## それは過去に3度、「必要ない」と 可決されなかった条例

〈これまでの経過〉

大阪市の一部の労働組合や幹部職員の「ぐるみ選挙」問題をとらえて、大阪府で制定された「政治活動制限条例」「労使関係条例」。大阪府では、昨年9月府議会に維新の会が提案しましたが、松井知事も「府職員は公務員である立場をしっかりと踏まえた対応をしている」「地方公務員法を上回る規制は必要ない」と条例の必要性を否定し、その後3度の議会でも可決されず継続審議となっています。



### 条例改定の 根拠なし!!

これらの条例については、松井知事も「府には必要ない」と言っていました。9月議会でも「認識に変わりない」と答弁とする一方で「問題事案の未然防止の観点から制定する必要がある」と態度を急変。

2012年 堀越事件の判決

## その「条例」はすでに 最高裁判決で 憲法違反の判断

そもそも、国家公務員法や地方公務員法の公務員の政治的行為の禁止規定は、憲法違反であると指摘されてきました。

今回の最高裁判決では、公務員の政治的行為であっても、観念的、一般的、抽象的にではなく、具体的、実質的、現実に「職務遂行の政治的中立性を損なうおそれ」が認められる行為でない限り禁止されない、との司法判断が下されたこととなります。

堀越事件…国家公務員が勤務時間外に政党の機関紙を配布したことが、国家公務員法違反にあたるとして逮捕・起訴された事件。昨年12月、最高裁で無罪が確定。



## 条例制定された大阪市には 住民の声が届かない!!

条例のできた大阪市では管理強化がすすめられ、「条例に違反するのではないかと」の不安と恐怖が職員の中に広まり、改善すべき施策に対しても、自由に意見交流ができなくなっています。それだけでなく、市民の要求に対し「条例に違反するので話し合いに応じられない」などと、自治体本来の仕事である住民福祉の向上を投げすて、市民の切実な声を切り捨てる状況も生まれています。

## 突然、知事が提案する…

そのネライは3つ



1. 府政への  
批判を  
いっさい  
許さない

2. 正常な労使関係を  
こわす

3. 住民福祉の  
向上をめざす  
仕事  
ができなくなる

発行

### 府職労

(大阪府関係職員労働組合)  
☎ 06-6941-3079  
info@fusyokuro.gr.jp

### 大教組

(大阪教職員組合)  
☎ 06-6768-2330  
daikyoso@daikyoso.jp